

消防法令適合通知書交付申請書

消防法令適合通知書とは、旅館業法、住宅宿泊事業法、風俗営業等にかかわる申請や届出を所管行政機関等に行う場合に必要となる書類であり、防火対象物又はその部分が消防法令に適合していることを通知するものです。

消防法令適合通知書の交付が必要な防火対象物の用途、規模等によって必要な消防用設備等や規制が異なりますので、当該通知書の交付申請の前に消防本部予防課と事前協議が必要です。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課でのみ受付可（※）	可（※）

※郵送及び電子申請での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限りします。

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 消防法令適合通知書交付申請書（※）
- 当該防火対象物の案内図、平面図、消防用設備等の設置図面
- その他、必要な書類等については事前協議時に指導します。

※旅館業法、旅館業法施行規則、国際観光ホテル整備法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にかかる申請書と、住宅宿泊事業法（民泊関係）にかかる申請書で様式が異なりますのでご注意ください。

▲注意事項

- ・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）
- ・申請後、消防本部予防課による立入検査を実施し、消防法令に適合しているかどうか現地確認をしますので、あらかじめ、または申請時に日程について相談してください。

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・ 郵送での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限り。
- ・ 記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。
- ・ 申請後、消防本部予防課による立入検査を実施し、消防法令に適合しているかどうか現地確認をしますので、あらかじめ、または申請時に日程について相談してください。

3. 電子申請する場合【各届出書 1 部（正）】

- 上記「1. 窓口提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレス yobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

▲注意事項

- ・ 電子申請での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限り。
- ・ 軽微な工事を除き消防検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。
- ・ その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

電話：0234-31-7146（設備指導係）

メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）